

2月1日の政策説明会終了まで

非 公 開

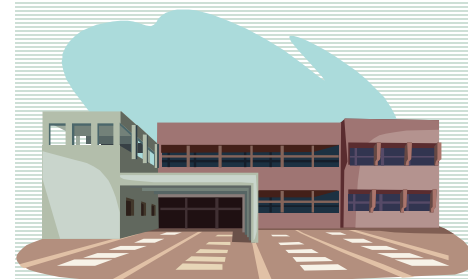
令和4年1月27日

部長会議資料

# 令和4年度選定の指定管理施設について

(令和5年4月から管理運営を行う指定管理者の選定)

総務部公有財産活用局  
公共施設マネジメント推進課



- 指定管理者選定委員会の開催  
開催日 令和3年12月17日(金)

制度の新規適用、更新の適否、  
公募・非公募の妥当性などについて審議

- 令和4年度選定:14グループ124施設  
【内訳】

区分	グループ及び施設数
新規適用施設	1グループ1施設(公募) ⇒ <u>詳細は3ページ</u>
更新施設	13グループ(123施設) ・ 公募: 9グループ(119施設) ・ 非公募: 4グループ( 4施設) ⇒ <u>詳細は4ページ以降</u>

- 選定を行わない施設 :2グループ(2施設) ⇒ 詳細は8ページ

## ■ 1グループ 1施設

施設名称	施設数	指定期間
戸隠福祉企業センター	1	3年※

### 【施設概要】

旧戸隠福祉企業センターと同センター東の原分場が移転統合し、令和3年5月に開設した授産施設



【外観】

※ 公募開始時(令和4年4月)は運営期間が1年未満であり、施設維持管理に関する十分な運営状況が把握できていないことから、**指定期間を3年**とする。  
(通常、新規施設の場合初回指定期間を3年と設定している。)

### 【補足】更新、新規適用する場合

- ① 法律等により、民間事業者等による施設管理に明確な制約がない。
- ② 指定管理者制度導入により、住民サービスの質的向上や充実、効率的な運営が期待できる。
- ③ 施設利用の平等性や公平性の確保、施設を管理運営する上で取り扱う個人情報の内容等において、行政が直接管理すべき必要性がない。
- ④ 当該業務を実施している(又は実施可能な)団体がある。

## ■ 公募 9グループ119施設

令和2年度のモニタリング評価結果(標準点:60点)

No	施設名称	施設数	指定期間	評価点	現在の指定管理者
1	地域活動支援センター とがくししょうまの家	1	5年	60	特定非営利活動法人 とがくししょうま
2	篠ノ井こども広場(このゆびとまれ)	1	5年	70	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ
3	豊野健康増進型コミュニティ施設 豊野温泉りんごの湯	1	5年	62	りんごの湯共同企業体 (構成団体:和田産業(株)、(株)科学技術開発センター、ユートピア産業(株)、オーガニックリゾートホールディングス(株)、(株)あけびの湯)
4	鬼無里ふるさと体験施設 (鬼無里ふるさと体験館、鬼無里農産物加工施設、 鬼無里工芸館蕎麦工房、鬼無里農林産物直売施設)	4	5年	66	有限会社ふるさと鬼無里
5	鬼無里地域資源活用総合交流促進施設 鬼無里の湯	1	5年	66	株式会社オーエンス
6	大岡特産センター	1	5年	60	グリーン長野農業協同組合
7	信州新町農産物加工施設	1	5年	62	味噌製造加工グループ

# 4 -2 更新施設 (公募・つづき)

## ■ 公募 9グループ119施設

令和2年度のモニタリング評価結果(標準点:60点)

No	施設名称	施設数	指定期間	評価点	現在の指定管理者
8	市営住宅(55)、特定公共賃貸住宅(6)、 定住促進住宅(30)、厚生住宅(14)、 特別市営住宅(2)、七瀬住宅(1) ※	108	5年	68	長野県住宅供給公社
9	寺町商家	1	5年	62	特定非営利活動法人 夢空間松代のまちと心を育てる会

※ 次期指定期間より指定管理者が管理する公の団地住宅に以下の施設を追加

施設区分	施設(団地)名	旧施設名	入居開始時期
特別市営住宅	栗田団地	従前居住者用住宅栗田住宅	令和3年4月
	今井団地	今井職員住宅	令和4年3月
七瀬住宅	七瀬住宅	従前居住者用住宅七瀬住宅	令和4年3月

## ■ 非公募 4グループ4施設

令和2年度のモニタリング評価結果(標準点:60点)

No	施設名称	施設数	指定期間	評価点	非公募で選定する団体
1	国民宿舎松代荘	1	5年	66	一般社団法人長野市開発公社
	非公募の理由	【指針第2項第3号に該当】 当該施設は当該団体と市が資本を持ち合い整備し、共同で行う事業であるほか、源泉を当該団体が所有することから、施設全体の効率的な運営及び維持管理を勘案すると、当該団体が管理運営を行うことが適当であるため。			
2	千曲川リバーフロント スポーツガーデン	1	5年	62	一般社団法人長野市開発公社
	非公募の理由	【指針第2項第3号に該当】 当該施設は、当該団体と市が資本を持ち合い整備し、共同で行う事業であることから、施設全体の効率的な運営及び維持管理を勘案すると、当該団体が管理運営を行うことが適当であるため。			

※ 公募によらない指定管理者選定に関する指針 第2項(抜粋)

(3) 当該施設の設置経緯や施設の権利関係等を考慮し、当該施設に関連する団体が管理運営することが適当であると認められる場合

## ■ 非公募 4グループ4施設

令和2年度のモニタリング評価結果(標準点:60点)

No	施設名称	施設数	指定期間	評価点	非公募で選定する団体
3	芋井公民館	1	5年	66	芋井地区住民自治協議会
	非公募の理由	<b>【指針第2項第1号に該当】</b> 市立公民館の活動は、地域の課題解決に向けて住民自治協議会との共催事業も多く、地域住民の自発的な参加が欠かせないものとなっている。そのため、地域に密着した運営を行うことができる受任者として、住民自治協議会を指定管理の相手方とすることが地域づくり・人づくりにつながるため。			
4	信更公民館	1	5年	62	信更地区住民自治協議会
	非公募の理由	<b>【指針第2項第1号に該当】</b> 市立公民館の活動は、地域の課題解決に向けて住民自治協議会との共催事業も多く、地域住民の自発的な参加が欠かせないものとなっている。そのため、地域に密着した運営を行うことができる受任者として、住民自治協議会を指定管理の相手方とすることが地域づくり・人づくりにつながるため。			

※ 公募によらない指定管理者選定に関する指針 第2項(抜粋)

(1) 地域コミュニティの醸成、市民活動の促進や施設の有効活用等を図るために、地域の住民や施設利用者等により構成される団体が管理運営することが適当であると認められる場合

## ■ 令和4年度末で指定期間満了となるが選定を行わない施設

**大岡農水産物加工所** 【現在】 公募／期間5年／大岡農村女性ネットワーク

### 【理 由】

大岡地区より、地元で施設を維持管理したいとの要望があり、譲渡する予定のため。

## ■ 引き続き選定を行わない施設

**長沼交流センター** 【現在】 非公募／期間3年／長沼地区住民自治協議会  
指定管理期間中(~R4.3.31)は「業務停止」

### 【理 由】

令和元年度東日本台風災害により被災し、本施設の復旧は令和7年度以降の予定となっているが、令和4年度の時点では選定できる状況に至っていない。

施設管理運営は引き続き指定管理者制度を導入するため、開館時期の見通しが立ったところで、施設の完成スケジュールに合わせて選定を行うこととする。



# 6 指定管理者の選定スケジュール

▲  
⋮  
令  
和  
4  
年  
度  
⋮  
▼

